
「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」等の特例に関する規則」
の制定について

日証協 平成 27 年 7 月 14 日

去る平成 27 年 7 月 3 日、関東財務局長より、日本クラウド証券株式会社に対し、法令違反行為が認められたとして、業務停止命令及び業務改善命令の行政処分が発令されたことに伴い、投資者及びグリーンシート銘柄の発行会社に対する影響を最小限に留めるため、同社が同日現在で取扱会員であるグリーンシート銘柄について、グリーンシート銘柄制度及び株主コミュニティ制度に関する特例を定める「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」等の特例に関する規則」を制定した。

本規則改正は、平成 27 年 7 月 14 日から施行する。

本規則改正の趣旨骨子及び全文は、以下のとおりである。

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」等の特例に関する規則」の制定について

平成 27 年 7 月 14 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 制定の趣旨

去る本年 7 月 3 日、関東財務局長は、日本クラウド証券株式会社（以下「同社」という。）に対し、法令違反行為が認められたとして、業務停止命令及び業務改善命令の行政処分を発令した。

同社は、同日現在でグリーンシート銘柄 22 銘柄（本年 7 月 14 日現在で 21 銘柄。以下同じ。）を取り扱う、グリーンシート銘柄制度の中核的な担い手であり、これを含む業務停止命令の発令により、当該制度の運営に一定の支障をきたし、投資者及びグリーンシート銘柄の発行会社に対して様々な影響を与えることが懸念される。

今般、当該影響を最小限に留めるため、同社が同日現在で取扱会員である 22 銘柄のグリーンシート銘柄について、グリーンシート銘柄制度及び株主コミュニティ制度に関する特例を定める「「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」等の特例に関する規則」を制定することとする。

II. 制定の骨子

○ 「「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」等の特例に関する規則」の制定

（1） 目的

この規則は、同社に対し平成 27 年 7 月 3 日付で金融商品取引法第 51 条及び第 52 条の規定に基づく行政処分が発令されたことに伴い、同社が取扱会員として指定を受けているグリーンシート銘柄に係る投資者及び発行会社をはじめ、グリーンシート銘柄の制度全般に対する影響を最小限に留め、グリーンシート銘柄の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。（第 1 条）

（2） 定義

この規則において「特例銘柄」とは、平成 27 年 7 月 3 日現在で同社が取扱会員として指定を受けているグリーンシート銘柄（22 銘柄）をいう。ただし、発行会社の意向により同日以後に当該グリーンシート銘柄としての指定を取り消されたものを除く。（第 2 条第 1 項）

（3） 特例銘柄に適用する規則

特例銘柄については、平成 27 年 5 月 29 日改正前の「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」（以下「改正前グリーンシート等規則」という。）を適用す

ることとした上で、技術的な読替え規定を定める。（第3条）

これによる主な効果は、次のとおりである。

- ① 会員が、一旦グリーンシート銘柄としての指定を取り消された特例銘柄の取扱会員としての指定を受けることができる。（改正前グリーンシート等規則第7条から第9条まで）
 - ② 会員が、既にグリーンシート銘柄である特例銘柄の取扱会員としての指定を受けることができる。（改正前グリーンシート等規則第10条）
 - ③ 会員が、特例銘柄の準取扱会員としての指定を受けることができる。（改正前グリーンシート等規則第11条）
- （4） 法令違反行為等が認められる場合の取扱会員等の指定の取扱い
- 前述（3）①から③までの指定に当たって、当該指定の届出を行った会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、本協会は、当該指定をしないことができることとする。（第4条）
- （5） オーディナリー区分の銘柄の気配更新・売買報告頻度の変更
- 取扱会員は、特例銘柄のうち、オーディナリー区分のグリーンシート銘柄について、当該取扱会員からの届出により、気配更新及び売買報告の頻度（日次又は週次）を変更することができることとする。（第5条）
- （6） 株主コミュニティとの併用禁止の解禁
- 特例銘柄については、現にグリーンシート銘柄として指定されている期間にあっても、会員（当該銘柄の取扱会員及び準取扱会員を除く。）が株主コミュニティを組成することができることとする。（第6条）
- （7） その他
- この規則は、グリーンシート銘柄の制度の廃止に伴い、平成30年3月31日をもって、その効力を失うこととする。（付則第2項）

Ⅲ. 施行の時期

この規則は、平成27年7月14日から施行する。

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先：エクイティ市場部（市場監理担当）（Tel：03-3667-8481）

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」等の特例に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、日本クラウド証券株式会社（以下「日本クラウド証券」という。）に対し平成27年7月3日付で金融商品取引法第51条及び第52条の規定に基づく行政処分が発令されたことに伴い、日本クラウド証券が取扱会員として指定を受けているグリーンシート銘柄に係る投資者及び発行会社をはじめ、グリーンシート銘柄の制度全般に対する影響を最小限に留め、グリーンシート銘柄の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「特例銘柄」とは、平成27年7月3日現在で日本クラウド証券が取扱会員として指定を受けているグリーンシート銘柄をいう。ただし、発行会社の意向により同日以後に当該グリーンシート銘柄としての指定を取り消されたものを除く。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の定義は、平成27年5月29日改正前の「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」（以下「改正前グリーンシート等規則」という。）並びに「株主コミュニティに関する規則」（以下「株主コミュニティ規則」という。）で定めるところによる。

(特例銘柄に適用する規則)

第 3 条 特例銘柄については、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の規定にかかわらず、改正前グリーンシート等規則の規定を適用する。この場合において、改正前グリーンシート等規則第 35 条第 1 項、第 3 項及び第 6 項中「第 9 条第 2 項」とあるのは「第 9 条第 2 項（「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」等の特例に関する規則）第 5 条の規定により気配更新及び売買報告の頻度を変更した場合には、同条）」と、第 37 条第 3 項中「前条第 6 項」とあるのは「前条第 7 項」と、第 41 条中「、第 15 条第 4 項、第 16 条第 7 項」とあるのは「、第 16 条第 7 項」と読み替えるものとする。

(法令違反等の場合におけるグリーンシート銘柄及び取扱会員等の指定の取扱い)

第 4 条 特例銘柄についての改正前グリーンシート等規則第 9 条第 4 項の規定による指定に当たっては、同条第 1 項の規定に基づき指定の届出を行った会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、本協会は、同条第 4 項の規定による指定をしないことができる。

2 特例銘柄についての改正前グリーンシート等規則第 10 条第 3 項の規定による指定に当たっては、同条第 1 項の規定に基づき指定の届出を行った会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、本協会は、同条第 3 項の規定による指定をしないことができる。

3 特例銘柄についての改正前グリーンシート等規則第 11 条第 3 項の規定による指定に当たっては、同条第 1 項の規定に基づき指定の届出を行った会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、本協会は、同条第 3 項の規定による指定をしないことができる。

(オーディナリーとして区分されている銘柄の気配更新及び売買報告の頻度の変更)

第 5 条 取扱会員は、特例銘柄のうち、オーディナリーとして区分されているグリーンシート銘柄の気配更新及び売買報告の頻度を変更しようとする場合は、当該変更を希望する日の 10 営業日前までに、すべての取扱会員の連名をもって、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合

は、それぞれの取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行うこととする。この場合、当該代表取扱会員はあらかじめ他の取扱会員に対しその旨を通知することとし、これに異議のある取扱会員は届出の時までに当該代表取扱会員と協議することとする。

(株主コミュニティとの併用禁止の解禁)

第 6 条 株主コミュニティ規則付則第 2 項の規定は、特例銘柄であって、現にグリーンシート銘柄として指定されている銘柄については、適用しない。

2 前項の適用を受ける銘柄については、現に当該銘柄の取扱会員又は準取扱会員となっている会員は、株主コミュニティ規則の規定にかかわらず、株主コミュニティを組成することができない。

付 則

- 1 この規則は、平成 27 年 7 月 14 日から施行する。
- 2 この規則は、平成30年 3 月31日をもってグリーンシート銘柄の制度が廃止されることに伴い、同日をもって、その効力を失う。